

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における
労働者の一月あたりの平均残業時間の公表について

令和8年6月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の4に基づき、労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績として、本機構における令和7年度の労働者の一月あたりの平均残業時間を以下のとおり公表します。

- ・対象期間：令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

令和7年度における労働者の一月あたりの平均残業時間	3.4時間
---------------------------	-------

- ・対象期間：令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

令和6年度における労働者の一月あたりの平均残業時間	5.5時間
---------------------------	-------